

宮津市公報

令和3年12月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

規 則

- 16 宮津市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 135 宮津市議会定例会の招集 1
136 字の区域及び名称の変更 1
137 宮津市民体育館の利用料金の承認 8
138 宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 8

公 告

- 49 条件付一般競争入札の実施（RPA導入支援業務） 9
50 公示送達 11
51 市有地（須津）売却に係る一般競争入札 12
52 令和3年度宮津市職員採用試験【後期試験】の合格者 16
53 農用地利用集積計画の縦覧 16

水 道 企 業

《上下水道告示》

- 16 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退の届出 17

教 育 委 員 会

《告 示》

- 24 宮津市教育委員会定例会の招集 17

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 28 有権者総数の50分の1の数 17
29 有権者総数の3分の1の数 18
30 有権者総数の6分の1の数 18

農 業 委 員 会

《告 示》

- 13 宮津市農業委員会定例総会の招集 18

規 則

宮津市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 11 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第16号

宮津市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市民体育館条例施行規則（令和 3 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表付属設備利用料金の上限の額の項の表に次のように加える。

ジェットヒーター	1 台 1 時間につき	550円	
----------	----------------	------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第135号

令和 3 年第 5 回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 11 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 期 日 令和 3 年 11 月 29 日

2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第136号

字の区画及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更する。

令和 3 年 11 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

字	小 字	地 番	付 記
畑	宮ノ崎	1072	一 部
〃	中家ノ山	1087	〃
〃	〃	1093	〃
〃	堤	1329 の乙	〃
〃	エノ山	1330	

上記の土地及びその土地に介在する道路を字畑小字家ノ山に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
畑	松 山	1067	一 部

〃	宮畑	1069 の2	〃
〃	宮ノ崎	1070	〃
〃	〃	1071	〃
〃	〃	1072	〃
〃	家ノ山	1074	〃
〃	〃	1100	〃
〃	中家ノ山	1089	〃
〃	〃	1093	〃
〃	宮ノ前	1094	〃
〃	〃	1095	
〃	〃	1096	
〃	〃	1097	
〃	〃	1098	
〃	〃	1099	一部
〃	松山ノ坪	1118	〃
〃	〃	1119	〃
〃	〃	1120	〃
〃	成ルノ岡	1159	〃
〃	〃	1160	〃
〃	〃	1161	〃
〃	〃	1162	〃
〃	〃	1164	〃

上記の土地及びその土地に隣接・介在する道路を字畑小字井ノ木に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
畑	家ノ山	1081	一部
〃	〃	1083	〃
〃	〃	1084	

〃	〃	1085	一 部
〃	〃	1086	〃
〃	〃	1086 の 1	〃
〃	〃	1136	〃
〃	〃	1137	〃
〃	〃	1138	〃
〃	〃	1139	〃
〃	〃	1140	〃
〃	〃	1141	〃
〃	〃	1330 の乙	〃
〃	前 田	1190	〃
〃	〃	1193	〃
〃	〃	1194	〃
〃	〃	1195 の 1	〃
〃	〃	1195 の 2	〃
〃	〃	1197	一 部
〃	〃	1211	〃
〃	〃	1212	〃
〃	〃	1213	〃
〃	〃	1214	〃
〃	北ノ角	1199	一 部
〃	〃	1200	〃
〃	〃	1201 の 1	〃
〃	〃	1201 の 2	〃
〃	〃	1202	一 部
〃	〃	1203	〃
〃	〃	1204	〃

〃	堤坂	1207	
〃	〃	1208	
〃	〃	1209	
〃	〃	1210	
〃	〃	1215	
〃	〃	1216	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を字畑小字堤に変更する。

字	小字	地番	付記
畑	家ノ山	1085	一部
〃	〃	1086	〃
〃	〃	1100	〃
〃	〃	1134	
〃	〃	1135	
〃	〃	1136	一部
〃	〃	1137	〃
〃	〃	1138	〃
〃	〃	1139	〃
〃	〃	1140	〃
〃	〃	1141	〃
〃	〃	1145 の1	
〃	〃	1145 の2	
〃	〃	1146	
〃	宮ノ前	1099	一部
〃	井ノ木	1130 の1	〃
〃	〃	1130 の2	〃
〃	〃	1131	〃
〃	〃	1132	〃

〃	〃	1133	〃
〃	〃	1147 の 1	
〃	〃	1147 の 2	
〃	〃	1147 の 3	
〃	〃	1147 の 4	
〃	堂屋敷	1142	
〃	〃	1143	
〃	〃	1144	
〃	松ノ下	1148	
〃	〃	1149	
〃	〃	1150	
〃	〃	1151	
〃	〃	1152	一 部
〃	〃	1153	
〃	〃	1154	一 部
〃	〃	1185	〃
〃	〃	1186	〃
〃	〃	1187	〃
〃	〃	1188	
〃	成ルノ岡	1158	
〃	〃	1159	一 部
〃	〃	1160	〃
〃	前田	1189	
〃	〃	1190	一 部
〃	〃	1195 の 1	〃
〃	〃	1196	〃
〃	〃	1197	〃

〃	北ノ角	1198	
〃	〃	1199	一 部
〃	〃	1200	〃
〃	〃	1202	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び字畑小字中家ノ山1093番地に隣接する字畑小字宮ノ崎の道路を字畑小字中家ノ山に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
畑	成ルノ岡	1174	一 部
〃	松ノ下	1185	〃
〃	〃	1186	〃
〃	堤	1220	〃
〃	〃	1221	
〃	〃	1221 の2	一 部
〃	〃	1222 の1	〃
〃	〃	1222 の2	〃
〃	〃	1223	
〃	〃	1225	

上記の土地を字畑小字前田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
畑	杉 山	989	
〃	〃	990	
〃	成ル宮ノ上	1053	一 部
〃	宮 畑	1069 の1	〃
〃	〃	1069 の2	〃
〃	宮ノ前	1094	〃
〃	井ノ木	1102	〃
〃	〃	1103	〃

〃	〃	1104	
〃	〃	1106	
〃	〃	1121	一 部
〃	〃	1123	〃
〃	〃	1124 の 1	〃
〃	〃	1124 の 2	
〃	〃	1125	一 部
〃	松山ノ坪	1107	
〃	〃	1114	
〃	〃	1116	
〃	〃	1118	一 部
〃	〃	1119	〃
〃	〃	1120	〃
〃	松山ノ谷	1108	〃
〃	成ルノ岡	1161	〃

上記の土地及びその土地に隣接・介在する道路を字畑小字松山に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
畑	家ノ山	1046	一 部
〃	〃	1047	
〃	〃	1074	一 部
〃	成ル宮ノ上	1048	
〃	〃	1051 の 1	一 部
〃	〃	1051 の 2	
〃	〃	1052	
〃	〃	1053	一 部
〃	松 山	1054	〃
〃	〃	1055	〃

〃	宮 畑	1069 の1	〃
〃	〃	1069 の2	〃
〃	宮ノ崎	1070	〃
〃	〃	1071	〃
〃	〃	1072	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を字畑小字宮ノ前に変更する。

備考 地番は、平成22年4月7日現在のものである。

* * *

宮津市告示第137号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（令和3年規則第8号）第6条第3項の規定により告示する。

令和3年11月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

(1) 付属設備利用料金

区分	利用区分
ジェットヒーター	1台1時間につき550円

2 適用年月日

令和3年12月1日

* * *

宮津市告示第138号

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年11月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年告示第109号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号に次のように加える。

オ 令和4年1月以後に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付（以下「初回貸付等」という。）をいずれも受けた者であって、申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金にあつては、借入月）が到来していること。（アからエの者及び現に再貸付を申請又は利用している者を除く。）

カ 令和4年1月以後に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、初回貸付等をいずれも受けている者であって、申請日の属する月が当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金にあつては、借入月）であること。（アからエの者及び現に再貸付を申請している者を除く。）

第3条第5号ア中「公共職業安定所に」を「公共職業安定所、無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者（以下「地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」という。）に」に改め、同号ア(イ)中「公共職業安定所」の次に「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加え、同条第7号中「再貸付」の次に「又は初回貸付等」を加える。

第 4 条第 2 号中「公共職業安定所」の次に「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加える。

第 7 条第 2 項中「令和 3 年 11 月 30 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

第 8 条第 1 項第 2 号中「再貸付」の次に「又は初回貸付等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 第 14 条の再支給の申請者は、第 1 項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）申請時確認書に同項各号に掲げる書類のうち市長が支給要件を確認する上で必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

第 9 条見出し中「公共職業安定所」の次に「等」を加え、同条中「公共職業安定所」の次に「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加える。

第 10 条第 3 項中「公共職業安定所」の次に「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加える。

第 13 条第 1 項第 8 号中「再貸付」の次に「又は初回貸付等」を加える。

第 17 条を第 18 条とし、第 14 条から第 16 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 13 条の次に次の 1 条を加える。
（再支給）

第 1 4 条 市は、自立支援金の受給期間が終了した受給者から、第 7 条第 2 項の申請期限までに再支給の申請があった場合、第 3 条第 2 号から第 8 号までの要件を改めて確認の上、該当する者については、一度に限り、第 5 条の支給額及び第 6 条の支給期間により再支給することができる。ただし、従前の受給中に前条第 1 項各号（第 2 号、第 6 号及び第 7 号を除く。）に該当し支給が中止となった場合又は正当な理由なく第 3 条第 5 号に関する報告等を怠った場合は、再支給することができない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第 49 号

条件付一般競争入札の実施について

RPA 導入支援業務の請負契約について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び宮津市財務規則（昭和 40 年規則第 13 号）第 104 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 11 月 16 日

宮津市長 城 崎 雅 文

本入札は、郵便入札によって実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 RPA 導入支援業務
- (2) 業務の仕様等 別添「RPA 導入支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市総務部総務課（情報推進係）
宮津市役所本館 3 階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1

電話番号 0772-45-1602

FAX 番号 0772-25-1691

E-mail soumu@city.miyazu.kyoto.jp

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たし、かつ、下記 6 の入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札

に参加できる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、国又は地方公共団体の入札参加資格の停止（以下「入札資格停止」という。）の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。）が、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) シナリオ作成支援を実施するに当たり、国又は地方自治体が発注するRPA導入支援に関する受託実績があり、RPAのエキスペート資格者が複数人いること。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 業務実績書（様式2）
- (3) 添付資料
 - (ア) 登記事項証明書（履歴事項証明書） 発行後3か月以内のもの（写し可）
 - (イ) 市区町村納税証明書（滞納のないことの証明書）発行後3か月以内のもの（写し可）（本社から委任する場合は、当該委任先の所在地の市区町村で発行されたもの）

5 入札手続等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間
令和3年11月16日（火）から令和3年11月26日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (2) 仕様書等の閲覧期間
令和3年11月16日（火）から令和3年12月2日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
閲覧場所 2に示す担当部署に同じ
※仕様書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付
令和3年11月16日（火）から令和3年11月26日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
ただし、提出方法は郵送とし、令和3年11月26日（金）の午後4時までに2に示す担当部署へ必着とすること。
- (4) 質問の受付
仕様書等に関する質問
令和3年12月2日（木）まで
ただし、郵送の場合は令和3年12月2日（木）の午後4時までに必着とする。
- (5) 回答の閲覧
仕様書等に関する回答
令和3年12月3日（金）に宮津市ホームページに掲載する。
※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。
- (6) 入札書の提出方法
 - ア 入札参加者は、入札書とその内訳を記載した内訳書を2に示す担当部署へ提出期限までに到着するよう送付しなければならない。
 - イ 入札書を送付するときは、封筒の表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載して、封印するものとする。
 - ウ 入札書を封印した封筒は、送付用の封筒に入れて、一般書留、簡易書留、又は特定記録郵

便で送付するものとする。宛名は2に示す担当部署とし、表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日並びに入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載するものとする。

(7) 入札書の提出期限

令和3年12月10日（金）の午後4時までに必着とする。

(8) 入札日及び場所

令和3年12月13日（月）午前10時
宮津市役所本館南棟1階第2会議室

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札は、郵便入札によって行い、執行回数は3回以内とする。

(2) 再入札となる場合には、日時及び場所、入札書の送付先及び提出期限その他必要事項を別途通知する。

(3) 入札金額は「千円止め」とする。

(4) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ 入札書が提出期限までに到達しなかったとき。

キ 持参、普通郵便等の5の(6)に示す提出方法によらない方法で入札書が提出されたとき。

ク その他入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金については免除とする。

11 その他

その他については、宮津市財務規則、「宮津市郵便入札実施要領」及び「郵便入札に関する注意事項」の規定に示すとおりとする。

＊ ＊ ＊

宮津市公告第50号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年11月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

＊ ＊ ＊

宮津市公告第51号

市有地（須津）売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和3年11月19日

宮津市長 城崎雅文

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

所在	地番	種類（地目）	登記面積	実測面積
宮津市字須津小字田尻	2649番3	土地（雑種地）	183.00 m ²	183.61 m ²

(2) 予定価格 413,000円

※実測面積を基準に算出している。

また、上記土地の整地費、土盛費及び土止費相当額を減額している。

(3) 売払に関する条件

- ア 上記土地に定着する構造物、埋設物等一切のものを売り払い、所有権移転時に現状有姿での引渡しとする。
- イ 用途指定はない。ただし、落札者が売払物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。
- ウ 売払物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。
- エ 別紙「物件調書」をよく確認すること。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(7)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 宮津市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者
- イ 宮津市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者
- ウ 落札者が宮津市との契約を締結すること、又は宮津市の契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による、宮津市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた日から2年を経過していない者
- オ 正当な理由がなく、宮津市との契約を履行しなかった日から2年を経過していない者
- カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(4) 前号の暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

(5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員でないこと。

(6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。

(7) 法人又はその代表者（個人にあっては当該個人）が次に掲げる税を滞納していない者

- ア 所得税又は法人税
- イ 消費税

ウ 宮津市の市税

3 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをする。

- (1) 受付期間 令和3年12月17日(金)から令和3年12月24日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 受付場所 宮津市 企画財政部 財政課 資産活用係
- (3) 提出書類

ア 入札参加申込書(入札参加証) ※受付印が押印されたものを入札参加証とする。

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること(受付期間内に宮津市企画財政部財政課資産活用係要必着)。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができない。

4 売払物件の現地案内

物件の概要説明を行うため、希望日の前日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までに電話にて申込みを行うこと。

- (1) 実施日時 令和3年11月29日(月)から令和3年12月17日(金)までの午前9時から午後5時まで
- (2) 実施場所 物件所在地
- (3) 申込先 宮津市企画財政部財政課資産活用係
電話：0772 - 45 - 1611

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年12月28日(火) 午前10時開始
※ 受付を午前9時30分から午前9時50分までに行うこと。
- (2) 場所 宮津市役所 本館南棟1階 第2会議室

6 入札保証金

- (1) 入札保証金は、市の発行する納入通知書により、入札金の100分の5以上の額(円未満切上げ)を入札までに納入するものとする。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、落札者が本契約を締結したときに、金額を契約保証金に充当するものとする。
- (4) 落札者が本契約を締結しないとき(落札後、本実施要項2各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しない。
- (5) 入札保証金には、利子は付与しない。

7 入札日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書(入札参加証) ※受付印があるもの
- (2) 入札保証金(入札金額の100分の5以上の額(円未満切上げ))領収書
- (3) 印鑑

個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。

- (4) 委任状(代理人が入札する場合のみ)

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。

入札申込者本人の印鑑登録証明書(本入札日前3か月以内に発行されたもの)を添付すること。

- (5) 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)

8 入札の方法

- (1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者

(以下「入札者」という。)のみによって行う。

- (2) 入札の受付は、午前9時30分から午前9時50分までとする。
- (3) 入札会場に入室できる者は、2名までとする。
- (4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければならない。
- (5) 入札書は、宮津市指定の入札用紙を使用すること。
- (6) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの）を必ず押印すること。
- (7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「〒」記号を記入すること。
- (8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。
- (9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。（特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とするものであること。）
- (10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出すること。

9 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、宮津市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

11 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとする。

12 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。
- (3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札
- ウ 所定の入札書によらない入札
- エ 入札保証金を預けていない者の入札
- オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- カ 予定価格を下回る額の入札
- キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

セ 本入札要項に違反した入札

13 契約の締結

- (1) 宮津市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から10日以内に、宮津市企画財政部財政課において、別添「土地売買契約書（案）」により契約を締結するものとする。
- (2) 売買代金の支払日については、前号の売買契約締結後、宮津市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とする。
- (3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに宮津市に納付しなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当するものとする。

14 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額（円未満切上げ）とする。
- (2) 契約保証金は、契約保証金を控除した売買代金を完納したときに売買代金の一部に充当するものとする。
- (3) 落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものとする。
- (4) 契約保証金には、利子は付与しない

15 所有権の移転時期

- (1) 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払が完了したときとする。
- (2) 落札物件は、売買代金の支払が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (3) 所有権移転登記は、前号の引渡し後、速やかに宮津市が囑託により行う。なお、これに要する費用は全て落札者の負担とする。

16 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、宮津市はさらにその超える額相当分の請求をすることがある。

17 危険負担

落札者は、面積その他の事項について実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減免を請求することができない。

18 契約不適合責任

- (1) この契約の締結後に、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。
- (2) 買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合には、前号の規定にかかわらず、買受人は修補によってのみ履行の追完を請求することができる。ただし、予定価格から地盤補強費相当額を控除しているため、地盤補強に関して、契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

19 契約上の特約

- (1) 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有者を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(2) 落札者は、売買物件を第三者に所有権を移転し、又は権利（抵当権を除く。）を設定する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

20 違約金

落札者は、本実施要項18に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として宮津市に支払わなければならない。

21 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

22 公租公課等

落札物件の売買契約作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に係る不動産登記に要する登録免許税及び所有権移転登記完了後の公租公課等は、落札者の負担とする。

23 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければならない。

24 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによる。

25 日程

募集要項の配布	令和3年11月19日(金)～令和3年12月17日(金)
現地見学	令和3年11月29日(月)～令和3年12月17日(金)
申込書類の受付期間	令和3年12月17日(金)～令和3年12月24日(金)
入札実施	令和3年12月28日(火)
土地売買契約の締結	令和4年1月4日(火)～令和4年1月10日(月)
土地売買代金納入	令和4年1月中旬～令和4年1月下旬
土地所有権移転等登記	令和4年1月下旬～令和4年2月上旬

26 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626 - 8501 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市 企画財政部 財政課 資産活用係
電話 0772-45-1611

* * *

宮津市公告第52号

令和3年度宮津市職員採用試験【後期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。
令和3年11月19日

宮津市長 城崎雅文

受験番号

G 1 0 5 1 J 4 0 0 4

* * *

宮津市公告第53号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和3年度農用地利用集積計画（令和3年11月11日付け宮農委第49号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和3年11月19日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和3年11月19日
至 令和3年12月3日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

水 道 企 業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第16号

宮津市下水道排水設備指定工事業者指定辞退届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規程第16条の規定により告示する。

令和3年11月29日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第133号

- (1) 名 称 京栄開発株式会社
- (2) 所 在 地 宮津市字鶴賀2166番地の9
- (3) 代 表 者 代表取締役 岡本 道男
- (4) 指定の取消の年月日 令和3年11月15日

教 育 委 員 会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第24号

令和3年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月22日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和3年11月25日（木）午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第28号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年12月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

2 9 9 人

— * * * —

宮津市選挙管理委員会告示第29号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年12月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

4, 981人

宮津市選挙管理委員会告示第30号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年12月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

2, 491人

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第13号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和3年11月4日

宮津市農業委員会
会長 関野掲司

- 1 日時 令和3年11月11日（木）午前9時30分
- 2 場所 みやづ歴史の館（宮津市中央公民館）3階大会議室
- 3 議題
 - 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - 議案第39号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議案第40号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第41号 令和3年度 農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書について